

## ご契約にかかわる重要事項

## 1 電気料金メニューについて

お客さまがご契約いただく電気料金メニューは、以下のとおりです。

契約種別：レッズ応援プラン B

電気料金単価表：

区分		単位	料金単価※ (円/税込)
基本料金	契約電流 20A	ひと月につき	590.48
	契約電流 30A	ひと月につき	885.72
	契約電流 40A	ひと月につき	1,180.96
	契約電流 50A	ひと月につき	1,476.20
	契約電流 60A	ひと月につき	1,771.44
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	32.00
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWhにつき	34.30
	300kWhをこえる	1kWhにつき	40.00

※燃料費調整単価は含まれておりません。

契約種別：レッズ応援プラン C

電気料金単価表：

区分		単位	料金単価※ (円/税込)
基本料金		ひと月1kVAにつき	295.24
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	32.00
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWhにつき	34.30
	300kWhをこえる	1kWhにつき	40.00

※燃料費調整単価は含まれておりません。

契約種別：レッズ応援プラン低圧

電気料金単価表：

区分		単位	料金単価※ (円/税込)
基本料金		ひと月1kWhにつき	1,050.00
電力量料金	夏季 (毎年7月1日から9月30日)	1kWhにつき	27.49
	その他季 (毎年10月1日から翌年の6月30日)	1kWhにつき	25.92

※燃料費調整単価は含まれておりません。

## 2 ご契約の成立および契約期間について

- 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- 引越し先でのご利用等、現在契約中の電気契約がない場所での申込みの場合は、ご希望の供給開始日の10日前までにお申し込みください。
- 契約期間は、需給契約が成立した日以降、受給契約を解約した日までとします。

## 3 需給開始予定日について

- 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合の需給開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。  
(お申し込み時のお客さま情報の誤り等があった場合には、所定の手続きに時間を要することがあります。その場合は、予めお伝えした日に供給を開始できない場合があります。)  
スマートメーターが設置されていない場合：お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日  
スマートメーターが設置されている場合：お申し込み後所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日  
※ご希望の需給開始日をご指定いただいても、その日から需給を開始することはできません
- お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、需給開始にあたり、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社。以下、「当該一般送配電事業者」といいます。）がスマートメーターに取り替えに伺います。なお、取り替えにかかる費用は無料です。

## 4 他の小売電気事業者からの当社への切り替えについて

他の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。他の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

## 5 ご契約内容について

ご契約いただく電気料金メニューや、契約電力または契約電流または契約容量は、お客さまのお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。

## 6 使用電力量の計量方法について

使用電力量は、当社が当該一般送配電事業者から受領した、お客さまの供給地点にかかる30分ごとの接続供給電力量といたします。

## 7 ご請求金額の計算方法等について

(1) 月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金(燃料費調整額を含む)」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

※燃料費調整額は：電気をつくるために必要な燃料(原油・LNG(液化天然ガス)・石炭)の価格は、市場や為替などの外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用するすべてのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じて負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。

### <計算方法>

電気料金 = 基本料金(税込) + 電力量料金単価(税込) × ご使用量 ± 燃料費調整単価(税込) × ご使用量  
± 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込) × ご使用量

※まったく電気をお使いにならない場合(先月の検針日から当月の検針日までの差し引きが0kWhの場合)の基本料金は、半額となります。

(2) 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間および検針期間等(以下「計量期間等」といいます。)といたします。また、お引越等により、計量期間等が1か月に満たない場合、日割計算を行います。

## 8 ご請求明細等の通知

電気料金その他の請求額の明細を当社所定のウェブサイトへ掲載することを通じて、電子データによりお客様に通知いたします。当該ウェブサイトへの明細情報の掲載の時点をもって、当社によるお客様へのご請求が行われたものといたします。

## 9 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vといたします。周波数は、50Hzといたします。

## 10 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他お客さまの都合による契約内容の変更により、工事費等の負担金が発生した場合は、当該一般送配電事業者が算定した費用を当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。

## 11 お支払い方法について

(1) 料金については毎月、原則クレジットカードにより支払っていただきます。

※領収書は発行いたしません。

(2) 当社が振込票を発行する場合は、1通につき、郵送費、金融機関への振り込み手数料等の実費相当の手数料として下記の金額を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

手数料を含む請求額	振り込み手数料(税抜き)
2,000円未満	120円
2,000円以上 3,000円未満	160円
3,000円以上 10,000円未満	170円
10,000円以上 30,000円未満	250円
30,000円以上 50,000円未満	290円
50,000円以上 100,000円未満	490円
100,000円以上 150,000円未満	540円
150,000円以上 300,000円未満	570円

## 12 ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

(1) ご契約内容の変更またはご契約の解除をご希望される場合は、原則として当社ウェブサイト上のお客様ページまたはお電話にてお申込みをしていただきます。

(2) 引越し等の理由により契約を終了する際は、10日前までにお申し出ください。お申し出を10日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了していない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後の契約終了日までに発生した電力料金はおお客様負担となる場合がございます。

(3) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。

(4) お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費を精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

## 13 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

(1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめ解約日をお知らせいたします。

ア 電気料金を、支払期日(検針日の属する月の翌月末日)を経過してなお支払われない場合

イ 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ウ 電気需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他電気需給約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合

エ お客さまがその他電気需給約款に反した場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期限までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解約することがあります。

- ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ウ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- エ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
- オ その他、当社が定める電気需給約款に反した場合

(3) お客さまが、当社へ連絡なく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合

#### 1.4 違約金について

お客さまが不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

#### 1.5 電気の使用に伴うお客さまの協力について

電気の使用にあたり、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは当該一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

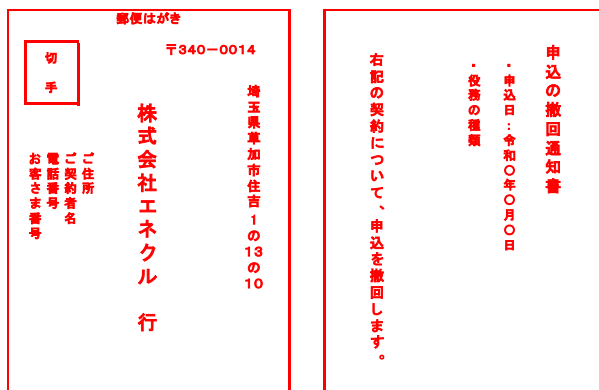
- ・お客さまの承諾を得た上で、当該一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ・お客さまの電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知
- ・お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ・電気の需給および保安上の必要がある場合に、当該一般送配電事業者が電気の供給を停止する場合であって、当該一般送配電事業者が、自らの供給設備もしくはお客さまの電気設備において、適切な処置を行う場合におけるお客さまの協力

#### 1.6 信用情報の共有について

お客さまが、電気需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することあらかじめ同意していただきます。

#### 1.7 クーリング・オフに関する事項

- ・お客さまが、訪問販売でお申し込みされた場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録（電子メール・FAX等）により申し込みの撤回（以下、「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。
- ・当社がクーリング・オフに関する事項と異なることを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑し、クーリング・オフが行えなかった場合には、改めて当社が交付するクーリング・オフができる旨の書面を受領、かつ、その説明を受けた日から起算して8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録（電子メール・FAX等）によりクーリング・オフを行うことができます。
- ・クーリング・オフの効力はその旨を記載又は電磁的記録（電子メール・FAX等）した書面を発信した時から発生します。
- ・クーリング・オフを行う場合、お客さまは、損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- ・下記の図のようにハガキなどに必要事項をご記入の上、当社宛て郵送いただくか、当社の電磁的記録（電子メール・FAX等）受付先へ通知してください。



※上図の参考例は「ハガキ」によるものですが、確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨します。なお、郵便費用はお客さま負担となります。電磁的記録（電子メール・FAX等）の場合、当社のメールアドレス、URL、FAX番号等はお問い合わせください。

#### 1.8 その他

- (1) 上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める電気需給約款によります。なお、電気需給約款は、当社所定のウェブサイトに掲示いたします。
- (2) 当社は電気事業法で定める契約締結前、契約締結後書面の交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に変えて、重要事項説明書のPDFファイルをウェブサイトに掲載する方法によりこれを提供します。
- (3) 当社は、電気需給約款を変更する場合があります。この場合、変更の内容をお客さまにお知らせいたします。
- (4) (3)について、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。
- (5) 各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

株式会社エネクル（小売電気事業者登録番号 A0624）  
 埼玉県草加市住吉一丁目13番10号  
 レッズでんき事務局 0570-02-5502（対応時間：平日9時～17時/土日祝日除く）